

事務連絡
令和4年9月21日

各都道府県担当課長 殿
各指定市担当課長 殿

国土交通省 道路局
路政課 道路利用調整室 企画専門官
国道・技術課道路メンテナンス企画室 課長補佐

電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について

標記については、別紙のとおり各地方整備局等あて通知しましたので、参考までに送付します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あてこの旨通知願います。

事務連絡
令和4年9月21日

各地方整備局	路政課長 殿
	道路管理課長 殿
北海道開発局	建設行政課長補佐 殿
	道路維持課長補佐 殿
沖縄総合事務局	建設行政課長 殿
	道路管理課長 殿

国土交通省 道路局

路政課 道路利用調整室 企画専門官

国道・技術課道路メンテナンス企画室 課長補佐

電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について

標記については、平成11年3月31日付け建設省道政発第32号・建設省道国発第5号通知（以下「本通知」という。）等により運用されているところである。

本通知の記2において、対象とする管路等の種類（規格）及び管径は、事業の種別ごとに別表に掲げるものとされているが、それ以外の管種であっても、別表に掲げるものと同様以上の強度を有するものについては、当該別表に掲げるものの管径を超えない範囲内において、対象とすることができることとされている。

また、本通知の記4（2）において、記2に掲げる管路等の種類（規格）以外の管路等を今般の措置の対象とする場合は、埋設を行う者に記2に掲げるものと同様以上の強度を有することを道路管理者に示させることとしている。

今般、下記の管種については、平成16年2月17日付け事務連絡により強度が確認されたポリエチレン管と同様以上の強度を有していることが認められるので、水管及び下水道管の占用許可に当たり、今後の占用許可申請があった際の審査の参考とされたい。

記

（1）水道事業

水道配水用ポリエチレン管、水道給水用ポリエチレン管
（PE100、外径／厚さ＝11以下） 300mm以下のもの

（2）下水道事業

一般用ポリエチレン管（JISK6761）3種管 300mm以下のもの